

新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る面会制限実施指針

（目的）

第1条 この指針は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）感染防止対策として、特別養護老人ホームすぎの木（以下、当施設という）入居者及び入居者の家族・親戚・知人等に対し、面会制限を要請する際の基準とするものである。

（面会制限の種類）

第2条 当施設は面会制限に、原則面会禁止（以下、2項に規定する。）と条件付面会（以下、3・4項に規定する。）の2種類を規定する。

2 原則面会禁止とは、入居者の容態が急変した場合等、当施設がその家族等に連絡し面会を促した場合を除き、原則的に面会を禁止するものである。

3 条件付面会とは、入居者の家族及び親族・知人に限り、パソコン等の通信機器を使用し、1回15分を限度とし面会を認めるものである（コロナワクチン接種を2回接種し、2週間経過している人が望ましい）。

4 条件付面会とは、コロナワクチン接種を2回接種した（接種後2週間経過していること）入居者の家族に限り、週に2回、1回15分を限度とし、面会を認めるものである。この場合、面会の場所等については、施設が指定するものとする。

5 2項及び3項・4項に規定するいずれの面会制限についても、マスクの着用、手指の消毒、及び検温を面会前に実施し、37.5度以上の発熱がある場合・面会者健康等チェック表に該当する場合・新型コロナ感染を疑わせる症状がある場合・その他の感染予防に協力しない場合は面会を禁止する。

（運用基準）

第3条 この指針を公開した日以降、新型コロナ終息宣言が日本国政府より発表されたり、厚生労働省より新たな面会実施指針が示されたりするまでの間、当施設は原則、条件付面会3および4を実施する。また条件付面会3の実施及び解除に係る基準については2項及び3項に規定する。

2 **新型コロナ陽性者が、大牟田市内で連続して3日間発生した場合、または同市内で1日に5名以上の新型コロナ陽性者が発生した場合は、その事実を当施設が把握した日の翌日より原則面会禁止とする。**

3 2項により原則面会禁止が実施されてから、実施された日を含め連続して7日間、大牟田市内において新たな新型コロナ陽性者が発生しなかった場合、8日目から原則面会禁止を解除する

4 緊急辞退措置、まん延防止等重点措置である場合、またはインフルエンザ等の拡大等、複合的危険性が想定される期間については、原則面会禁止を実施する場合がある。

（その他）

第4条 その他、定めのない事項や、予測不可能な事態が生じた場合の対応については、施設内感染防止委員会等の意見を聴取し、理事長が決定する。

（附則）

この指針は2020年11月1日から施行する。

この指針は2021年10月1日から施行する。